

令和7年度

## 東洋高等学校 三燦会 定期総会

日 時：令和7年6月14日（土）13：30開会（13：00開場）

会 場：東洋高等学校2階「オリエントホール」

### 《 次 第 》

1.来賓挨拶

2.開会挨拶

3.審議及び報告事項

第1号議案 令和6年度事業報告、決算報告及び監査報告の件

第2号議案 令和7年度常任役員及び監査役選任の件

第3号議案 令和7年度事業計画（案）及び予算（案）の件

第4号議案 会則改定報告の件

※質疑応答時間は、各議案の決議承認の前に設けさせていただきます。

4.閉会挨拶

※本総会終了後、「後援会総会」並びに「懇親会」を予定しております。

## ◆ 第1号議案 令和6年度事業報告、決算報告及び監査報告の件

令和6年度の事業報告、決算報告及び監査報告は下記の通りとなりますのでご承認ください。

### 【事業報告】

令和6年 4月6日 入学式に参列  
4月20日 3学年茶話会開催  
4月27日 2学年茶話会開催  
5月11日 1学年茶話会開催  
6月10日 体育祭にて教員、生徒へ飲料配布  
6月15日 定期総会開催  
9月28日 柳田選手講演会開催  
10月19日・20日 東洋祭にて売店出店、制服リユース開催  
令和7年 3月19日 卒業式に参列  
上記のほか、三燦会常任役員会を5回、全体役員会を6回開催

なお、本校が所属する「東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会」及び「第一支部」においての活動を下記の通りいたしました。

令和6年 6月11日 第一支部 定期総会に出席  
6月27日 中央連合会 定時総会に出席  
9月17日 第一支部 私学振興拡充大会に出席  
10月15日 私学振興予算要望期成大会に出席  
11月6日 私学振興全国大会に出席

### 【決算報告】

「別紙」令和6年度三燦会収支決算を参照願います。

### 【監査報告】

「別紙」令和6年度三燦会収支決算の下段を参照願います。

◆ 第2号議案 令和7年度 常任役員及び監査役選任の件

令和7年度の常任役員及び監査役について、下記候補の通り選任することをご承認ください。

役 職	教 職 員	保 護 者		備 考
		氏 名	ク ラ ス	
名 誉 会 長	市川良幸			校 長
会 長		倉橋靖人	2-I	
副 会 長	赤羽 博			教 頭
		川並 規子	2-C	
		薬師寺 菜穂	2-C	
		大友 ちひろ	2-E	
		田中 清美	2-F	
会 計	高梨利江子			事務局次長
		古谷美乃里	2-I	
		中山 希久子	2-F	
書 記		中村 潤子	2-B	
		柳 基慶	2-G	
学 級 部 長		久玉 晴美	2-B	
文 化 部 長		部谷 規子	2-B	
広 報 部 長		藤 淵 文 香	2-H	
監 査 役	平田 慎一			事務局長
		辻野 はな	2-E	
		松原 真由美	2-C	

### ◆ 第 3 号議案 令和 7 年度 事業計画(案)及び予算(案)の件

令和 7 年度の事業計画 (案) 及び予算 (案) は下記の通りとなりますのでご承認ください。

#### 【事業計画(案) \*令和 7 年一部実施済み】

令和 7 年 \*4 月 5 日 入学式に参列  
\*4 月 19 日 3 学年茶話会開催  
\*4 月 26 日 2 学年茶話会開催  
\*5 月 10 日 1 学年茶話会開催  
\*6 月 12 日 体育祭にて教員、生徒へ飲料配布 (雨天時、6 月 17 日)  
6 月 14 日 定期総会開催  
10 月 18 日・19 日 東洋祭に参加予定  
日時未定 講演会開催予定

令和 8 年 3 月 18 日 卒業式に参列予定

上記のほか、原則 2 か月に 1 度、第 3 土曜日に、三燦会常任役員会、適宜全体役員会並びに各部部会を開催予定です。

なお、本校が所属する「東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会」及び「第一支部」においての活動が下記の通り予定されております。

令和 7 年 6 月 10 日 第一支部 定期総会  
6 月 26 日 中央連合会 定時総会  
9 月 16 日 第一支部 私学振興拡充大会  
10 月 28 日 私学振興予算要望期成大会  
11 月 5 日 私学振興全国大会

#### 【予算(案)】

「別紙」令和 7 年度三燦会予算書(案)を参照願います。

### ◆ 第 4 号議案 会則改定報告の件

三燦会会則を下記の通り改定することについて、ご承認ください。

- ・第 6 条(会員) 3 項 退会についての記述を追加
- ・第 7 条(会費) 2 項 退会についての記述を追加

「別紙」三燦会会則(案)を参照願います。

以上

# 令和6年度 三燦会 収支決算

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

東洋高等学校 三燦会

(単位:円)

## 【収入の部】

科目	予算額	決算額	差異	摘要
前年度繰越金	2,372,650	2,372,650	0	
会費	1,576,000	1,576,000	0	2,000円×788名
雑収入	60,000	79,605	19,605	預金利息1,255円、制服リユース売り上げ48,600円、売店売り上げ29,750円
計	4,008,650	4,028,255	19,605	

## 【支出の部】

科目	予算額	決算額	差異	摘要
協力費	100,000	81,069	18,931	生徒会活動補助 体育祭生徒飲料
	400,000	306,485	93,515	部活動補助(お祝い金)
	0	0	0	
会議費	130,000	192,282	△ 62,282	卒業証書ホルダー
	50,000	33,359	16,641	総会後茶話会費
事業費	80,000	95,843	△ 15,843	懇親会費、保険加入、消耗品費、東洋祭出店費用
	180,000	69,853	110,147	クラス茶話会費
	800,000	693,163	106,837	講演会費、講演会付随費用・制服リユース付随費用
	10,000	0	10,000	備品、引継ぎ会費用 ※本年度なし
	0	0	0	本校主催支部大会・懇親会費・備品 ※本年度なし
諸会費	177,600	177,200	400	父母の会会費(中央連合・第一支部) 200円×786名+学校20,000円
	200,000	98,821	101,179	卒業を祝う会補助費
事務用品費	0	0	0	コピー用紙、封筒 ※本年度なし
交通費	400,000	396,680	3,320	役員移動費
通信費	20,000	14,850	5,150	WEB費用(Xサーバー更新)
慶弔費	120,000	160,000	△ 40,000	結婚祝・お香典・出産祝
積立金	0	0	0	周年積立金 100,000円/年 ※定期預金で準備されているためなし
雑費	10,000	3,607	6,393	振込手数料・両替手数料
特別費	0	0	0	
学校寄付(留保金より)	0	0	0	
予備費	100,000	0	100,000	
小計	2,777,600	2,323,212	454,388	
繰越金	1,231,050	1,705,043	△ 473,993	
合計	4,008,650	4,028,255		

普通預金年度繰越金: 2,372,650円 当年度収入: 1,655,605円 当年度支出: 2,323,212円 次年度繰越金 1,705,043円

定期預金年度繰越金: 9,737,637円 当年度収入: 304円 当年度支出: 0円 次年度繰越金 9,737,941円

(定期預金解約) 内訳: 定期預金№2207444

【監査報告】 上記監査の結果適正と認めます。

令和7年4月19日

監査

監査

監査

葛本 伸一  
平田 真一



## 令和7年度 三燦会予算書(案)

東洋高等学校三燦会

(収入の部)

(単位:円)

科目	2025年度予算額	2024年度予算額	増減	備考
繰越金	1,705,043	2,372,650	-667,607	前年度繰越金
会費収入	2,064,000	1,576,000	488,000	三燦会会費@2,000×1,032名
雑収入	80,000	60,000	20,000	預金利息1,255円、制服リユース売り上げ48,600円、売店売り上げ29,750円
総計	3,849,043	4,008,650	-159,607	

(支出の部)

科目	2025年度予算額	2024年度予算額	増減	備考	
協力費	生徒活動補助(バザー活動補助)	100,000	100,000	0	生徒会活動補助・体育祭生徒飲料
	特別活動補助	400,000	400,000	0	部活動補助(お祝い金)
	学校設備費補助			0	学校備品等補助
	卒業記念品費	230,000	130,000	100,000	卒業証書ホルダー
会議費	総会	50,000	50,000	0	総会茶話会
事業費	本部活動費	120,000	80,000	40,000	懇親会費、保険加入、消耗品費、東洋祭出店費
	学級部活動費	180,000	180,000	0	クラス茶話会費・消耗品費
	文化部活動費(バザー委員会含む)	700,000	800,000	-100,000	講演会費・制服リユース諸費用・消耗品費
	広報部活動費	10,000	10,000	0	取材活動費・消耗品費
	第一支部活動費			0	本校主催支部大会・懇親会費・備品
諸会費	第一支部父母の会会費	226,400	177,600	48,800	父母の会会費(中央連合会、第一支部) 生徒@200円×1,032名+学校20,000円
	卒業を祝う会補助費	200,000	200,000	0	卒業を祝う会補助金
事務用品費	印刷費			0	コピー用紙代
交通費	交通費	400,000	400,000	0	役員移動費
通信費	通信費	20,000	20,000	0	インターネット代、切手、はがき
慶弔費	慶弔費	120,000	120,000	0	慶弔費
積立金	周年積立金			0	周年積立金
雑費	雑費	10,000	10,000	0	
特別費	学校寄付			0	
予備費	予備費	100,000	100,000	0	
支出合計		2,866,400	2,777,600	88,800	
繰越金	次年度繰越金	982,643	1,231,050	-248,407	
合計		3,849,043	4,008,650	-159,607	

# 三燦会会則(案)

## 第1条(名称)

本会は「東洋高等学校 三燦会」と称する。

## 第2条(事務所)

本会は事務所を東洋高等学校内に置く。

## 第3条(目的)

本会は学校と家庭との連絡を密にし、保護者と教職員との協力により建学の理想達成に貢献し、教育に対する理解を深め、併せて保護者相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第4条(活動)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①学校の教育方針に対する協力体制の確立。
- ②学校教育の施設・設備の補充を補うなど、教育条件の整備に協力する。
- ③会員の教養と知性の向上に努め、親睦を図る。

## 第5条(方針)

1. 本会は教育条件の向上を本旨とする民主団体で、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。但し、生徒の教育および福祉のために活動する団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会は学校の人事その他の管理には干渉しない。
4. 本会は個人情報保護に十分に努める。

## 第6条(会員)

1. 本会の会員は、東洋高等学校に在籍する生徒の保護者からなる一般会員と、教職員からなる特別会員とする。なお、一般会員は総会(本会則第8条)での議決権を有する。
2. 一般会員はその生徒が退学または卒業した場合に、特別会員は退職した場合に、自動的にその資格を失う。
3. **一般会員および特別会員は、本会の趣旨に賛同できない場合、自由に退会することができる。**

## 第7条(会費)

1. 一般会員は会費として年額2,000円を第1回学費等の納入時に納入する。但し、途中退会しても会費は返金しない。
2. **本会を自由意志によって退会する場合は、第1回学費等の納入時まで申し出なければならない。**

## 第8条(総会)

1. 総会は一般会員および特別会員から構成される本会の最高議決機関である。
2. 総会の種類は定期総会および臨時総会とする。
3. 定期総会は、毎年1回(原則、6月第3土曜日)開催する。
4. 定期総会は、事業報告・決算報告、事業計画案・予算案の承認および、常任役員(本会則第10条1項)の選任、監査役(本会則第16条)の選任、その他本会の運営にあたり重要となる事項を決議する。
5. 臨時総会は、会長がその開催を必要と認めるとき、もしくは一般会員の過半数以上の要求があった場合に随時開催することができる。
6. 総会の開催は、開催日の2週間前までに全会員に書面またはClassiにて通知しなければならない。
7. 総会の成立および議決は、一般会員の過半数の出席(但し、委任状および議決権行使書をもって出席者とみなす)をもって有効に開催され、その議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。
8. 総会の議長は会長が執り行い、議事録を作成し、総会終了後、速やかに全会員に配布する。

## 第9条(役員)

1. 役員とは、一般会員から選出された者(各学年の各組より若干名)と、特別会員の代表者である教職員をいう。
2. 役員の任期は、原則、その年の定期総会からその生徒が3年生になった年の定期総会終了までとするが、その生徒が退学または卒業するまでの期間は再任を妨げない。
3. 役員は任期途中であっても、役員を継続していくことができない事情が生じた場合には、その旨を常任役員会(本会則第10条)に申し出て、途中退任することができる。

4. 会長を除く一般会員については、何らかの事由により兼務が必要である場合、総会での決議をもって兼務できる。また、任期途中で兼務の必要が発生した場合は、常任役員会の決議をもって兼務できる。

#### 第10条（常任役員会）

1. 常任役員会は、運営本部役員（本会則第12条2項）および各部部長（本会則第13条2項）により構成される。（以下、「常任役員」という）
2. 常任役員会は、総会で決議された内容に基づき、本会運営に関わる全ての内容を総会に代わって決議することができる。
3. 常任役員会は、常任役員の過半数（但し、委任状をもって出席者とみなす）の出席をもって有効に開催され、その議決は出席常任役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長がこれを決める。
4. 常任役員の任期は、本会則第9条第2項および第3項に準じる。

#### 第11条（全体役員会）

1. 全体役員会は、本会則第9条1項に記載の役員により構成される。
2. 全体役員会は、常任役員会に対する評議機関である。
3. 全体役員会は、会長がその開催を必要と認めたとき、もしくは役員の過半数以上の要求があった場合に随時開催することができる。

#### 第12条（運営本部）

1. 本会の適切な運営を管理することを目的に運営本部を設置する。
2. 運営本部は、下記の本部役員および本部役員をサポートする部員により構成される。

##### 【本部役員】

名誉会長（学校長1名）

会 長（保護者1名）

副 会 長（教 頭 1名・保護者 若干名）

書 記（保護者 若干名）

会 計（教職員1名・保護者 若干名）

3. 名誉会長は会長の諮問に応じ、会の運営にあたり助言をすることができる。
4. 会長は本会を代表して全ての会務を統括し、総会・常任役員会の招集を行い、議事進行を行う。なお、会長に欠員が生じたときは、あらかじめ定められた順序により副会長が代行し、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代行する。
6. 会計は総会決議予算に基づき、一切の会計事務を行う。
7. 書記は総会、常任役員会および全体役員会の議事録を作成し保管する。
8. 特別会員は本会の運営に関わる議決権を有しない。
9. 本部役員の任期は、本会則第9条第2項および第3項に準じる。

#### 第13条（部会）

1. 本会に学級部、文化部、広報部の部会（以下「各部」という）を置く。
2. 各部は各部の一般会員から選出された役員の中から部長を互選する。互選された部長は、総会にて決議される。
3. 部長は副部長を選任することができる。なお、選任された副部長候補者は常任役員会に報告のうえ承認される。
4. 部長は部を統括し、事業計画に則り、各部を運営する。
5. 副部長は部長を補佐し、部長に事故等があるときはその職務を代行する。
6. 各部の活動内容は定期総会にて報告する。

#### 第14条（特別委員会）

1. 本会の運営上もしくは学校行事等における対応として、常任役員会の決議を経て特別委員会（以下、「委員会」という）を設けることができる。
2. 委員会は、委員の中から委員長を互選し、常任役員会に届け出る。
3. 委員長もしくはその代理者は、常任役員会に参加し、委員会の運営報告をする。
4. 委員会の予算は、総会にて決議される。
5. 委員会の会務が終了した際には、速やかに常任役員会に会計報告をする。  
また、会務の途中であっても、常任役員会の会計報告要求があった場合には、速やかに報告をする。

#### 第15条（会計年度および会計）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。
2. 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

3. 本会の運営に要する費用は、会費・その他の収入をもって支弁する。
4. 本会の会計における当初予算の枠内での変更および補正予算の編成は、常任役員会の決議にて行うことができる。
5. 本会の収支決算は毎会計年度終了後3ヶ月以内に、その年度末における財産目録とともに、監査役（本会則第16条）の会計監査を経て総会に報告され、承認を得る。

#### 第16条（監査役）

1. 本会に、会の会計に関する監査、および会が運営する全ての組織の適正な執行状況を監査する目的として監査役を設ける。
2. 監査役は、一般会員は常任役員会により選出（2名）、教職員は学校側推薦により選出（1名）され、総会により決議される。  
なお、一般会員の監査役は、常任役員会の構成員および特別委員会における重要な責任の立場にある者以外から選出される。
3. 監査役は、本条第1項に基づき、必要に応じて常任役員会、その他特別委員会に参加し、その会の適切な運営や会計処理を監査し、助言・修正指示を行うことができる。
4. 監査役は、監査結果を定期総会において報告する。
5. 監査役の任期は、本会則第9条第2項および第3項に準じる。

#### 第17条（顧問）

1. 顧問は会長が必要に応じて委嘱することができる。
2. 顧問は会長の諮問に応じ、会の運営に関して助言を行うことができる。

#### 第18条（内規）

1. 本会の運営上必要があるときは、常任役員会での議決を経て内規を定めることができる。
2. 内規を新たに定め、また変更をした場合は総会にてその内容を報告する。

#### 第19条（会則の改廃）

本会会則の改廃は、常任役員会で決議および総会での決議を得たものについてのみ施行される。

#### 《附 則》

平成28年6月18日制定

平成29年6月17日改定

平成31年6月15日改定

令和2年10月10日改定

令和3年6月19日改定

令和4年6月18日改定

令和5年6月17日改定

令和6年6月15日改定

令和7年6月14日改定予定

# 三 燦 会 内 規

## 1. 【旅費規定】

会の目的遂行のため出張する場合、交通費および食事代を支給することができる。

## 2. 【慶弔金規定】

東洋高等学校に在籍する生徒・および本会の会員に対する慶弔見舞金は下記の通りとする。

### ① 傷病見舞金

生徒および特別会員（教職員）が傷病療養1ヵ月以上の場合5,000円

### ② 弔慰金

生徒および一般会員の場合30,000円

特別会員（教職員）の場合10,000円と生花

特別会員（教職員）の両親および配偶者の場合10,000円

### ③ 結婚・出産祝金

特別会員（教職員）に関する結婚・出産祝金10,000円

### ④ その他

本会の常任役員会が承認したもの

## 3. 【お祝い金規定】

学校側の申請による優秀な成績をおさめた部・同好会・生徒個人に対し、常任役員会の決議を経た上で、お祝い金を支給できる。お祝い金の基準金額は50,000円とし、状況に応じて学校長と協議の上で変更できる。

## 4. 【常任役員職務規定】

任期満了にて常任役員を退任した一般会員は、本会の円滑な運営のサポートを目的とし、原則、任期満了日が含まれる年度末を期限にアドバイザーを担う。

## 5. 【懇親会規定】

三燦会役員の懇親会費として、原則、年一回、一人につき上限3,000円まで、補助金を支給できる。

支給額は各年度の常任役員会で決める。

## 《附 則》

令和2年9月10日制定

令和2年10月10日改定

令和3年3月13日改定

令和4年6月18日改定

令和5年6月17日改定

令和6年6月15日改定